

業務部速報



No. 9

発行 25. 7. 3

JR東労組 業務部

申20号

「JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた 第4回交渉を行う！ 新たな組織と働き方について」に関する説明申し入れ(その1) NO. 3

21. 基準内賃金を役割遂行賃金に変更する理由を明らかにすること。また、職務能力給、マネジメント手当、業務手当を役割遂行賃金にする理由を明らかにすること。

会社の考え方	説明内容のポイント
--------	-----------

- ・業務量の多さ少なさは手当への反映ではなく、業務量に応じて要員配置をしている。
- ・期末手当の考慮要素は変わらない。
- ・基準内賃金から役割遂行賃金になり、これまでの期末手当の算定基準の前提が変わるため、今後労使間での議論を行っていく。
- ・業務手当が支給されない社員もあり得るが、何らかの役割に就いているため多くはない。

22. 現行の特殊勤務手当及び職務手当、技能手当、看護師・医療技師の初任給調整手当を廃止する理由を明らかにすること。

会社の考え方	説明内容のポイント
--------	-----------

- ・これまでは、基本給に対応しきれない仕事に対する手当を特殊勤務手当等の手当としていた。専らその業務に就くことで判断していた。しかし現在は、運転士の方が車掌や駅の業務を担うことにより手当が下がるという状況である。現在の手当と働く状況がかみ合っていないため廃止する。
- ・乗務員の役割も大変であるが、駅の役割も同じくらい大変である。特性もそれぞれある。
- ・乗務員手当を何で廃止するのか等の意見は本社にも届いている。不安の声を受け止めて丁寧に説明していく。
- ・(職務手当が支給されている指導操縦者は専らその期間は指導操縦者の職務に就いているとの質問に対して) 先輩が後輩に教えることは当たり前であり、職務手当は廃止し業務手当となる。

23. 夜勤手当を特定時間割増手当に変更する理由を明らかにすること。また、F単価及びG単価を新設する理由を明らかにすること。

会社の考え方	説明内容のポイント
--------	-----------

- ・深夜早朝手当は定額だったが、夜間帯の業務などを行っている中で、1分単位で支給できるようにした。
- ・工務職場の深夜帯の業務に対しては、深夜時間帯の労働に対しては5パーセント引き上げを行った。

24. 昇格昇給額を変更する理由を明らかにすること。

会社の考え方	説明内容のポイント
--------	-----------

- ・主務職以上の人材育成がより重要となる。
- ・能力昇給導入に伴って、主務職以上について昇格昇給額を増額する。役割がより重要となっている。
- ・医療社員については、生命と健康に関する技術を要しているため、全等級での昇格昇給額の引き上げを行う。

NO. 4 に続く